



住民参加型市場公募債(環境配慮型ミニ公募債) 川崎緑化推進債のしくみと 充当事業についての事業概要書

1 川崎市債とは

川崎市債は、市が公園、道路、学校、教育・文化・スポーツ施設など、身近な公共施設の整備のために必要となる資金の一部を借り入れるために発行する債券です。

公共施設を建設する場合などに、市債を発行してその財源に充てることが一般的です。これは、長期間にわたり使用する公共施設の建設費を、次の世代の市民にも平等に負担していただくためです。

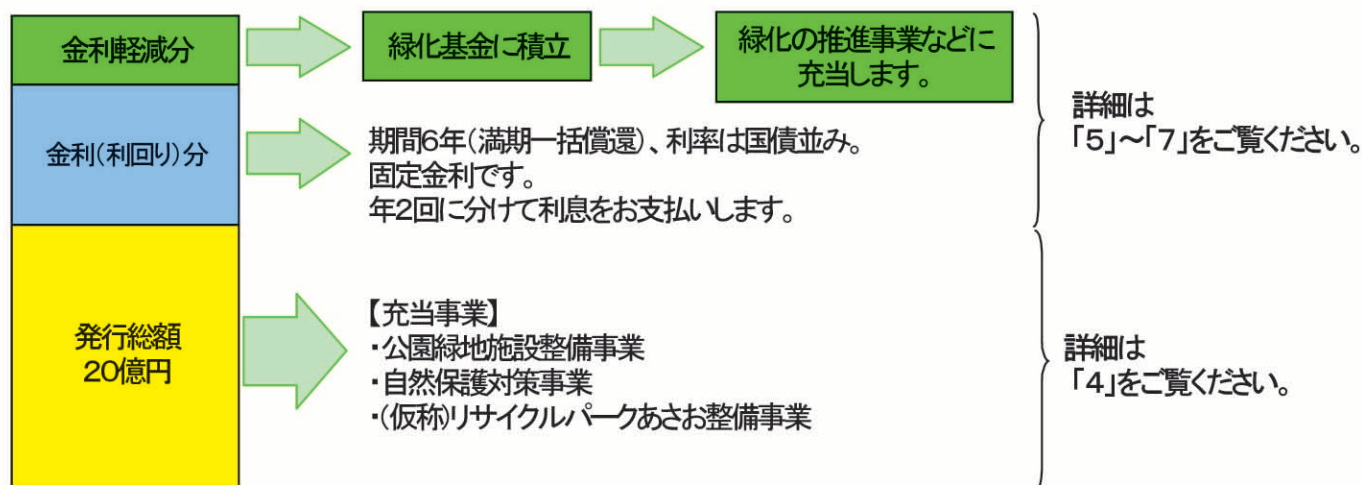
2 ミニ公募債とは

住民参加型市場公募債（ミニ公募債）とは、資金の使い道を特定の事業に限定して発行する市債ですので、購入された方は、資金の使い道を確認できます。また、住民参加型市場公募債（ミニ公募債）は、市民の方々に、川崎市債や充当事業に対する理解を深めていただき、市政への参画意欲を高めていただくことを目的として発行しています。

川崎市ではこれまで、「川崎シンフォニーホール債」「川崎市民健康の森債」「多摩病院債」を発行して、いずれも好評をいただきました。今年度は「川崎緑化推進債」を発行いたします。

3 川崎緑化推進債のしくみ

川崎緑化推進債



4 川崎緑化推進債発行額の充当事業

今回発行する「川崎緑化推進債」の発行総額20億円は、公園緑地施設の整備・自然保護対策事業・（仮称）リサイクルパークあさおの整備などの財源に充てます。

● 公園緑地施設整備事業

公園緑地は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供など重要な役割を果たしています。近年、社会経済情勢の変化などに伴い、身近な自然とのふれあいやスポーツ・レクリエーションに対するニーズがますます高まっています。

さらに、災害発生時には避難地、救援活動拠点等となり得る公園緑地を増やすこと、質的な充実を図ることなどが求められています。

川崎市では、今後も、うるおいある豊かな市民生活の実現のため、魅力ある公園緑地づくりを進めてまいります。

● 自然保護対策事業

市域に残された自然的環境を保全することを目的として、無秩序な市街化を防止するための緑地、風致又は景観が優れている緑地、動植物の生息地として保全する必要がある緑地等を特別緑地保全地区として都市計画に定め、緑地の恒久的な保全に努めています。

● （仮称）リサイクルパークあさお整備事業

麻生区にある王禅寺処理センターの老朽化や日常生活から排出されるごみの多様化に伴い、今後適正なごみ処理能力の維持が難しくなっていることから、川崎市のごみ処理事業を円滑に行うために計画された事業です。

資源循環型社会の構築に向けたごみ焼却施設と資源化处理施設を併設した総合的处理施設を計画しており、王禅寺処理センターの南側に新たにごみ焼却施設を建設してまいります。

5 川崎緑化推進債の大きな特徴

川崎緑化推進債には、他に大きな特徴があります。

地方債は、通常、国債と比較して流通性が劣ることなどから、若干、金利（利回り）が高く設定されますが、今回の川崎緑化推進債は金利を国債並みとし、その金利軽減分を**川崎市の緑化基金**に積み立てさせていただき、**緑化の推進事業などに活用します**。今ある自然を保全し、まちに緑を増やしていくことは、地球温暖化防止対策の中でも重要な取り組みの1つと考えています。

市民の皆様や市内企業は、この市債の購入を通じて、直接的に環境に配慮したまちづくりに参画していることになります。

● 川崎市緑化基金

緑豊かで快適な都市環境をつくるためには、公共施設の緑化とともに、市域の大半を占める民有地の緑化の推進が必要です。この民有地の緑化を積極的に進めることを目的として、昭和60年4月に「川崎市緑化基金」が設立されました。

この基金は、市と市民のみなさま、事業者、団体のご協力により積み立てられ、公共性の高い民有地などの都市緑化に役立てられています。

● 緑化の推進事業などの活用例

- 緑地保全事業
(保存樹林・保存樹木等の助成)
- 市民との協働による緑化推進事業
(緑の活動団体・生け垣づくり・屋上壁面緑化の助成、市民による10万本植樹等)
- 普及啓発事業
(かわさきガーデナー認定試験の実施、緑化推進リーダー育成講座の開催、わがまち花と緑のコンクールの開催、思い出記念樹の配布等)
- 緑の景観づくり推進事業
(市民協働による緑の拠点づくり)
- 緑化推進重点地区整備事業
(川崎駅周辺・小杉地区・新百合ヶ丘地区の緑化推進事業)



など

6 平成18年度は金利軽減分を植樹事業に充当

川崎市では、ヒートアイランド現象の緩和や都市景観の向上などに向けて、緑の保全や緑化の推進に努めています。今後、いっそう緑を保全し、将来に残せる森づくりを進めるには、市民の皆様や企業とのパートナーシップが強く望まれており、この一環として平成17年度に「市民による10万本植樹」を計画し、臨海部（川崎区）や緑ヶ丘霊園（高津区）に合計1万本の植樹を行いました。

平成18年度は、川崎緑化推進債の金利軽減分を、この「**市民による10万本植樹事業**」に充当し、9月24日に海風の森（浮島町公園）で植樹式を行うほか、市民・企業とのグラウンドワークで1万本の植樹を行います。



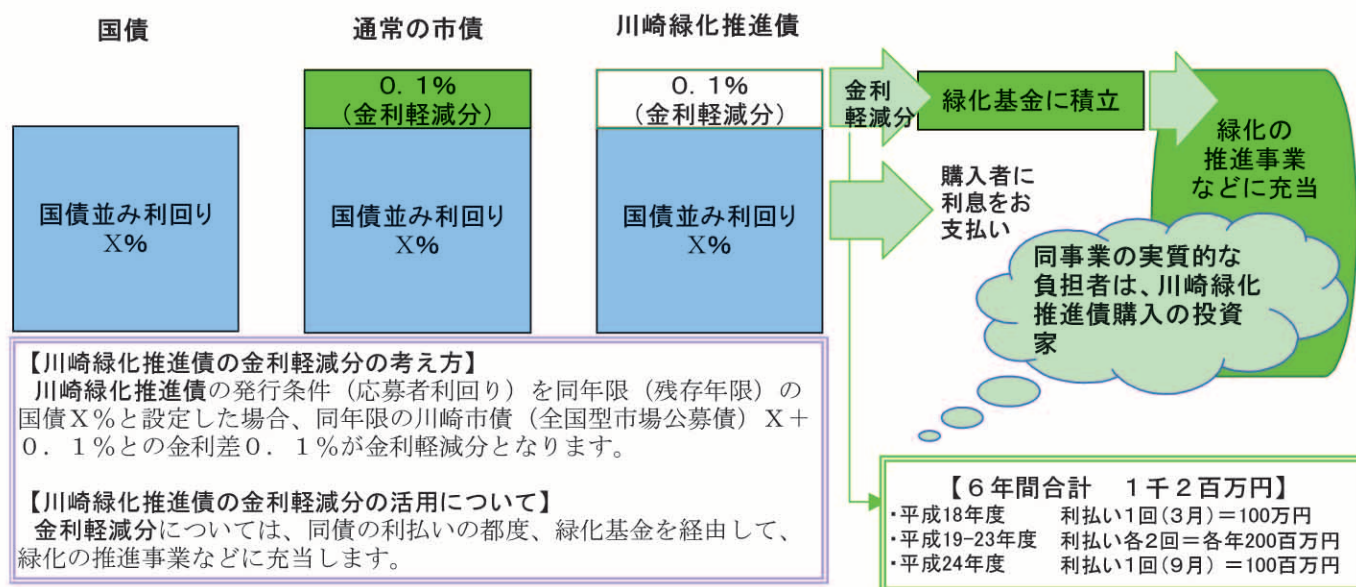
平成18年度植樹予定地 海風の森（浮島町公園）



平成17年度 緑ヶ丘霊園における植樹状況

7 金利軽減分の充当の考え方（イメージ）

【平成18年9月発行 発行額20億円 満期6年 金利軽減分0.1%と仮定した場合】



※ 仮に金利軽減分が0.1%であった場合で、100万円を購入された場合には、ご購入された方は、年間1,000円、満期までに6,000円を緑化基金の積み立てにご協力いただいたこととなります（あくまでも、金利軽減分が0.1%であった場合の想定です）。ただし、個人のお客様であっても、法人のお客様であっても、金利軽減分を税務上の「寄付金」として扱うことはできません。

※ 実際の利回り、金利軽減分については、募集が開始される日の前日（8月29日午後）に川崎市が市場実勢を確認のうえ決定する予定です。

実際に緑化基金に積み立てる金額等については、利率決定後、川崎市ホームページ内で公表いたします（<http://www.city.kawasaki.jp/23/23sikin/home/ir/ir.htm>）。また、市債の発行条件や商品概要については、ご購入いただいた金融機関でも確認することができますが、川崎市緑化基金の詳細や市債の充当事業につきましては、下記連絡先までお問い合わせください。

※ この市債をご購入いただいた方を対象に、緑化推進事業に参画していただきました感謝の意を込めまして、川崎市ホームページにお名前を掲載（掲載について同意いただける方のみ）させていただきます。掲載について同意いただける方は、ご購入いただいた金融機関で配布される専用の用紙にご記入の上、川崎市財政局資金課あて9月28日（木）までに FAX をお送りください。

8 各事業等に関するお問い合わせ先

● 公園緑地施設整備事業

環境局緑政部公園緑地課 044-200-2390

● 自然保護対策事業

環境局緑政部緑政課 044-200-2381

● (仮称)リサイクルパークあさお建設事業

環境局施設部（仮称）リサイクルパークあさお建設担当 044-200-2554

● 川崎市緑化基金・市民による10万本植樹事業

環境局緑政部緑政課 044-200-2380

● 市債に関すること

財政局財政部資金課 044-200-2182